

京都市告示第 31 号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

平成19年4月26日

京都市長 榎本 頼兼

開館時間を延長する日と延長時間

- 1 延長日 平成19年5月4日(金)
- 2 開館時間 通常開館時間である午前9時から午後5時まで(入館は午後4時30分まで)を、午前9時から午後7時まで(入館は午後6時30分まで)に延長します。

(美術館)